

**祖母・傾・大崩ユネスコエコパークVR動画コンテンツ制作業務委託
企画提案競技実施要領**

1 目 的

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークは令和9年度に登録10周年を迎え、記念イベントを実施予定である。本業務では、国内外の幅広い層に向けた魅力発信及びエコパークエリア内への誘客促進により、登録10周年に向けた機運醸成を図るため、デジタル技術を活用したPRコンテンツを制作する。

2 委託の内容

別添「祖母・傾・大崩ユネスコエコパークVR動画コンテンツ制作業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 契約上限額

16,050,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

委託料は業務完了検査に合格した後、精算払いにより支払う。

5 提出及び問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁本館3階）

宮崎県総合政策部中山間・地域政策課 地域総合調整担当 （担当：永山）

TEL:0985-26-7035

E-mail: chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp

6 企画提案協議参加資格要件

本企画提案協議に参加しようとする者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- （1）法人格を有する者
- （2）物品等の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者で、本業務について、十分な業務遂行能力を有する者
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- （4）政治活動及び宗教活動を主たる活動の目的としていない者
- （5）この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- （6）宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又

- は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていない者
- (8) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者
- (9) 本業務を円滑に遂行するため拠点（支店等を含む。）を県内に有する者
- (10) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

7 企画提案競技実施の告示方法

県ホームページにより公示

8 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 公告 | 令和7年6月9日（月） |
| (2) 事前説明会参加申込期限 | 令和7年6月16日（月） |
| (3) 事前説明会 | 令和7年6月17日（火） |
| (4) 質問書受付期限 | 令和7年6月23日（月） |
| (5) 企画提案競技参加申込書期限 | 令和7年6月27日（金） |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和7年7月4日（金） |
| (7) プレゼンテーション | 令和7年7月9日（水） |
| (8) 審査結果通知 | 令和7年7月中旬 |

9 企画提案競技事前説明会の参加申込み

- (1) 事前説明会の開催

日時：令和7年6月17日（火）午後2時から

場所：宮崎県庁本館3階総合政策部会議室

本企画提案競技の事前説明会に参加する者は、本要領9（2）から9（5）のとおり参加申込みを行うこと。

なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

- (2) 提出場所 本要領5の場所
- (3) 提出期限 令和7年6月16日（月）午後5時まで（必着）
(郵送の場合も必着とする。)
- (4) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
- (5) 提出書類
企画提案競技事前説明会参加申込書（様式第1号）

(6) その他

- ア 電子メールで事前説明会参加申込書を送付した者は、企画提案書提出時に、提出書類の原本を提出すること。
- イ 電子メールにより事前説明会参加申込書を提出した者は、当日午後5時までに、郵送により事前説明会参加申込書を提出した者は、申込日翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに本要領5の問い合わせ先に電話で提出状況の確認を行うこと。
- ウ 事前説明会参加申込書の提出後に欠席することとなった場合は、要領5の問い合わせ先に、本要領9（3）の提出期限までに電話で連絡を入れること。
- エ 電子メールで送付するデータの形式は、PDFとする。

10 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問書の提出方法

本業務に関して質問がある場合は、質問書（様式第2号）を本要領5の担当課へ電子メールで提出すること。

イ 受付期限

令和7年6月23日（月）午後5時まで（必着）

(2) 回答

軽微なものを除き、質問受付日の翌日から3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

11 企画提案競技への参加申込み

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込みを行うこと。

(1) 提出場所 本要領5の場所

(2) 提出期限 令和7年6月27日（金）午後5時まで（必着）
(郵送の場合も必着とする。)

(3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール

(4) 提出書類

ア 企画提案競技参加申込書（様式第3号）

イ 代理人を選定した場合は、委任状（様式第4号）

(5) その他

- ア 電子メールで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に、提出書類の原本を提出すること。
- イ 電子メールにより参加申込書を提出した者は、当日午後5時までに、郵送により参加申込書を提出した者は、申込日翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに本要領5の問い合わせ先に電話で提出状況の確認を行うこと。
- ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を持参又は郵送により提出すること。

また、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

エ 電子メールで送付するデータの形式は、PDFとする。

12 企画提案書の作成及び提出書類

(1) 提出書類

下記アからカまでの1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

ア 企画提案競技申請書（別記様式第6号）

イ 企画提案書（任意様式）

なお、企画提案書の内容は、下記の事項を必須とする。

- ・コンテンツ撮影を行う場所の候補
- ・VR動画コンテンツをより多く人に見てもらうための工夫

ウ 見積書（任意様式）

- ① 見積書は任意様式でかまわない。
- ② 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。
- ③ 企画提案書における追加提案に関する費用等についても本見積書に含むこと。
- ④ 宛名は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。

エ 業務実績

既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との類似契約実績（契約相手、事業名、契約金額）がわかるように記載すること。

オ 誓約書（様式第7号）

カ 法人概要（既存資料・パンフレットで可）

(2) 提出方法

ア 提出場所 本要領5の場所

イ 提出期限 令和7年7月4日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段によること。

(3) 作成に当たっての留意事項

ア 応募する企画書は1案に限る。

イ 企画書はA4判（やむを得ない箇所はA3折りたたみでも可）とし、提出部数は5部（正本1部、副本4部）とする。パンフレット類等の添付資料も5部準備し、別綴りとする。

ウ 本業務を実施するに当たり、県職員に求める作業及び資料等についても記載すること。

エ 専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。

オ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。

なお、企画提案の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の

権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
カ 作成した広告物等の著作権は、宮崎県に帰属するものとする。

13 審査

プレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画書について審査を行い、合計得点が最も高かった参加者を受託候補者として選定する。

(1) 日時 令和7年7月9日(水)

※ 具体的な時間割については、参加者毎に別途連絡する。

※ 日時は、参加者の数等により変更する場合がある。

(2) 場所 宮崎県庁（宮崎市橘通東2丁目10番1号）

(3) 説明時間等

① 説明時間 30分以内

② 質疑 10分以内

(4) 実施方法

① プレゼンテーションは、企画提案競技参加申込書の受付順とする。

② 参加者は、提出した企画書の内容について説明する。

③ 企画書の説明の後に、説明内容等について質疑を行う。

④ 審査会場の入場者は原則1提案者当たり3名以内とする。

⑤ 審査基準は、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパークVR動画コンテンツ制作業務」企画提案競技審査基準書による。

⑥ 全プレゼンテーションの終了後、審査委員会において、提出された企画書と審査員による審査結果を総合的に判断し、本業務の候補者を決定する。

⑦ その他

ア プレゼンテーションの時間等については、令和7年7月7日(月)までに通知する。

イ プレゼンテーション当日、県では、モニターを準備するが、パソコンとモニターを接続するコード類については企画提案競技参加者が準備すること。また、県が管理する庁内ネットワーク回線（LGWAN回線を含む。）及びインターネット回線については、セキュリティ上の理由から使用できないため、注意すること。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず、令和7年7月中旬に企画提案競技参加者に対し、電子メールにより通知する。

14 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

15 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 当該手続の参加資格を満たさなくなった者
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2 件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者
- (7) その他、指示した事項及び企画提案協議に関する条件に違反した者

16 その他

- (1) 今回の企画提案協議への参加に要する経費については、申込者の負担とする。
- (2) 本業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (3) 提案者から提出された書類は返却しない。
なお、宮崎県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (4) 本企画提案競技の参加により、宮崎県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和 39 年 3 月 21 日規則第 2 号）による。